

## 会員各位

# 書類送付のご案内

東京税理士会日本橋支部  
事務局  
〒103-0013 中央区日本橋人形町 3-11-10  
ホック人形町ビル 2F  
Tel 03(3662)3979 Fax 03(3639)1727  
mail : t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の書類をご送付させて頂きましたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- ◆ 所属税理士会員各位  
所属税理士の「直接受任業務に関する報告書」提出のお願いについて
- ◆ DVD 研修会開催のご案内
  - 3/29 ① 実務に役立つ最近の裁決例・裁判例
  - 3/29 ② プロから寄せられた難問パート7
  - 3/29 ③ 中小企業における事業再編と税制の活用
  - 3/30 ① 相続税調査時に問題となる名義財産の対応と行き過ぎた対策事例
  - 3/30 ② 中小企業税政適用の有無についての留意事項
  - 3/30 ③ 一から始める日本型インボイス制度
- ◆ 3月の東京税理士会会員研修会
- ◆ 第337回 TNG 会のお知らせ
- ◆ 日本橋税務署からのお知らせ  
インボイス制度に係る事業者の登録申請に関するお知らせ
- ◆ 日税グループからのお知らせ

以上

**連絡文書メール配信受付中です！  
連絡文書のメール受取り変更にご協力お願いします。**

- ◆ メールアドレス densihaihu@nihonbashi-tax.jp
- ◆ 件名 「連絡文書送付方法について」
- ◆ 本文 お名前、登録番号をご記入ください

令和4年2月15日

## 所属税理士会員 各位

東京税理士会日本橋支部  
支部長 竹田 修

### 所属税理士の「直接受任業務に関する報告書」提出のお願いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、所属税理士は、あらかじめ委嘱者ごとに使用者である税理士又は税理士法人から書面による承諾を得ることにより、他人の求めに応じて自ら委嘱を受けて税理士業務等に従事することができるとされております。

この自ら委嘱を受けて行う税理士業務につきましては、綱紀規則第6条の2第7項により、毎年4月末日までに、3月31日現在における現況を受任の有無に関わらず、本会に報告しなければならないこととされております。

東京税理士会では、2月下旬頃、ホームページ（会員専用ページ）に「直接受任業務件数報告フォーム」を設置予定ですので、3月31日時点で登録区分が「所属税理士」となっている会員の方につきましては、同フォームにて報告してください。

※ 4月1日付で「所属税理士」から「開業税理士（または社員税理士）」に区分変更された場合は、3月31日現在は「所属税理士」となり、報告が必要ですので、ご注意ください。

※ 3月31日時点での直接受任業務件数となりますので、3月30日までに税理士法施行規則第1条の2第7項に基づき終了の報告をした直接受任業務は対象に含みません（1年間の合計受任件数ではありません。）。

【参考：東京税理士会（会員専用ページ）ログイン画面】

<https://www.tokyozeirishikai.or.jp/member/login/>

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部  
支 部 長 竹 田 修  
研 修 部 長 塩 谷 満  
東京税理士協同組合共催

## DVD 研修会のご案内（第一日）

会員の皆様、いつも研修会にご参加いただきありがとうございます。  
今回は、過去東京会で開催されました研修会の、DVDの視聴による研修会を2日間にわたり行ないます。両日とも3つのDVDを視聴しますが、1つの受講でも結構です、多数の会員の皆様のご参加をお待ちしております。

開催日時：令和4年3月29日（火）10時00分～19時30分

会 場：日本橋支部会議室（各回定員20名）

TEL 03 (3662) 3979

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-11-10 ホック人形町ビル2F

\* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入れて下さい。折り返しFax（メール、郵送）いたします。

開催内容：① 時間 10:00～12:00

テーマ 実務に役立つ最近の裁決例・裁判例

講 師 税理士 藤 曲 武 美 氏

② 時間 14:00～16:00

テーマ プロから寄せられた難問パート7

講 師 税理士 山 田 俊 一 氏

③ 時間 17:30～19:30

テーマ 中小企業における事業再編と税制の活用  
～合併、分割を中心にして～

講 師 税理士 多 田 雄 司 氏

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局

② Eメール 件名「3/29（番号）研修会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス [t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp](mailto:t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp)

\* お電話でも受付けております。

TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

会場案内図希望します。

研修参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ( ) Fax 番号 ( ) メールアドレス	
開催日時等 ※参加ご希望の口欄にレを入れてください。	
① 10:00～	② 14:00～
	③ 17:30～

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部  
支 部 長 竹 田 修  
研 修 部 長 塩 谷 満  
東京税理士協同組合共催

## DVD 研修会のご案内（第二日）

会員の皆様、いつも研修会にご参加いただきありがとうございます。  
今回は、過去東京会で開催されました研修会の、DVDの視聴による研修会を2日間にわたり行ないます。両日とも3つのDVDを視聴しますが、1つの受講でも結構です、多数の会員の皆様のご参加をお待ちしております。

開催日時：令和4年3月30日（水）10時00分～20時00分

会 場：日本橋支部会議室（各回定員20名）

TEL 03 (3662) 3979

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-11-10 ホック人形町ビル2F

\* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入れて下さい。折り返しFax（メール、郵送）いたします。

開催内容：① 時間 10：00～12：30

テーマ 相続税調査時に問題となる名義財産の対応と  
行き過ぎた対策事例

講 師 税理士 渡邊 正則 氏

② 時間 14：00～16：30

テーマ 中小企業税政適用の有無についての留意事項

講 師 税理士 鶴田 泰三 氏

③ 時間 17：30～20：00

テーマ 一から始める日本型インボイス制度

講 師 税理士 熊王 征秀 氏

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局

② Eメール 件名「3/30（番号）研修会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス [t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp](mailto:t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp)

\* お電話でも受付けております。

TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

会場案内図希望します。

研修参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ( ) Fax 番号 ( ) メールアドレス	
開催日時等 ※参加ご希望の口欄にレを入れてください。	
① 10:00～	② 14:00～
	③ 17:30～

令和4年2月15日

会 員 各 位

東京税理士会  
日本橋支部事務局

### 3月東京税理士会会員研修会

3月の東京会の研修会は下記のとおりですので、お知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、後日配信される東京会の研修については、極力マルチメディア研修での受講をお願いいたします。

\* 下記研修会のお問合せは、東京税理士会事務局業務研修課まで TEL (3356) 4467 (直通)

日 時	研修会名	内 容	場 所
3月28日(月) 10:00~12:00	第39回 会員研修会 <b>オンデマンド配信研修</b>	テーマ 100年ぶりの課税原則の見直し 「デジタル課税」と「超富裕層の税務」 講 師 税理士 福地 啓子 氏	中野サンプラザホール 中野区中野 4-1-1
3月28日(月) 13:00~15:00	第40回 会員研修会 <b>特別企画研修会</b>	テーマ「時代認識と進路 ～日本の真の課題と戦略～」 講 師 一般財団法人日本総合研究所会長 多摩大学学長 寺島 実郎 氏	

**オンデマンド配信研修**

…このマークの研修会は、後日研修サイトにて録画をご視聴いただけます。

令和4年2月吉日

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部  
支 部 長 竹 田 修  
厚生部長 湯本 康弘

## 「第337回TNG会（京橋支部交流戦）のご案内」

会員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

昨年既報通り京橋支部様からのお誘いございまして、来年度最初のTNG会は中山カントリークラブで開催いたします。京橋様との打ち合わせの結果今回は、Outコーススタート7組は日本橋支部の月例会、Inは京橋支部の月例会として行い、交流戦としては各支部グロス上位スコア10名の合計で勝敗を付けるということになりました。よって通常のTNG会として運営していきたいと思っております。パーティだけが合同で行う形になります。

28名募集ですが、初めての試みでもあり来年以降にも繋げるために皆様の多数のご参加をお待ちしております。（なお、期が変わりますので新ハンデになります）

### 記

1. 日 時 令和4年4月13日（水）9時3分 Outスタート7組 28名
2. 場 所 中山カントリークラブ  
〒276-0007 千葉県八千代市桑橋（そうのはし）1299番地  
Tel 047-459-2141
3. 会 費 3,000円（現地精算致します。）
4. 交 通 車）東関東自動車道千葉北ICより国道16号を柏方面へ約14Km  
京葉道路花輪ICより成田街道経由で13Km  
常磐自動車道柏ICより国道16号経由で23Km  
電車）東葉高速鉄道 八千代緑が丘駅  
クラブバス）八千代緑が丘駅北口ロータリー発（約10分）  
6:50 7:30 8:10 8:50

返信は、このままFAXしていただくかメールもしくは電話でも受け付けますので支部事務局あてにお願いします。

---

ご氏名

出 席 ・ 欠 席

自 動 車 ・ 電 車

FAX 3639-1727

[メール t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp](mailto:t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp)

TEL 3662-3979

令和4年2月15日

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部  
支 部 長 竹 田 修

会員の皆様、日頃より支部活動にご協力いただきましてありがとうございます。  
日本橋税務署より、下記お知らせが届きました。  
ご確認のほど宜しくお願い申し上げます。

.....

令和4年2月3日

東京税理士会日本橋支部  
支部長 竹田 修 殿

日本橋税務署長 石井 徹

### インボイス制度に係る事業者の登録申請に関するお知らせ

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、インボイス制度については、適格請求書発行事業者の登録申請の受付を開始しており、既に多くの事業者の方が登録申請をされています。

インボイス制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている事業者の方については、下記のとおり早期の登録申請をお勧めしています。

つきましては、インボイス制度への対応が必要となる関与先事業者の準備が円滑に進むよう、貴支部の税理士の皆様に周知いただきますよう御協力の程よろしく願いいたします。

なお、税務署から、貴支部の税理士の皆様に対し、同趣旨のお願いをさせていただくこととしていますので、その旨、併せて周知していただくようお願いいたします。

#### 記

#### 1 早期の登録申請の御案内

個人事業者の確定申告に合わせて更に多くの登録申請が見込まれるほか、令和5年3月に近づくにつれて、登録申請が増加することが予想されます。これにより、登録申請書を提出される時期によっては、今まで以上に申請から登録通知までの時間を要することが想定されます。

取引先への登録番号の連絡や請求書の記載内容の調整など制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている関与先の課税事業者の方については、早期の登録申請をお勧めしております。

今般、関与先事業者の方々に登録申請を御検討いただきやすいよう、リーフレットを御用意しましたので、是非御活用ください。

#### 2 補助金等について

中小企業庁ホームページにおいてインボイス制度への対応を支援するための補助金についての資料が公表されております。

また、公正取引委員会等のホームページにおいて、インボイス制度に関して免税事業者及びその取引先の対応に関する考え方を明らかにしたQ&Aが公表されております。

インボイスの登録申請を御検討いただく際には、これらの情報も参考としていただきますようお願いいたします。

○御参考

- ・ 国税庁ホームページ  
[「知っていますか？インボイス制度」](#)
  
- ・ 中小企業庁  
[令和3年度補正予算「生産性向上に取り組む皆様へ」](#)
  
- ・ 公正取引委員会ホームページ  
[「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」](#)

# 関与先の不動産案件を ご紹介ください。

貴事務所の不動産担当として当社をご利用ください。

案件成約の場合、関与先から頂いた仲介手数料の20%をご紹介料として先生にお支払いします。  
(宅建業法に定める仲介手数料以外のものについては、関与先から頂いた実収手数料の5%のご紹介料をお支払いします。)

売却・購入の仲介

事業用収益物件の売買

相続不動産の対策

事業承継・M&A

権利調整(底地・借地)

有効活用

《各種資料が好評です》

〔物件調査報告書〕



マル秘にて物件  
調査報告書を作成

〔売買価格査定書〕



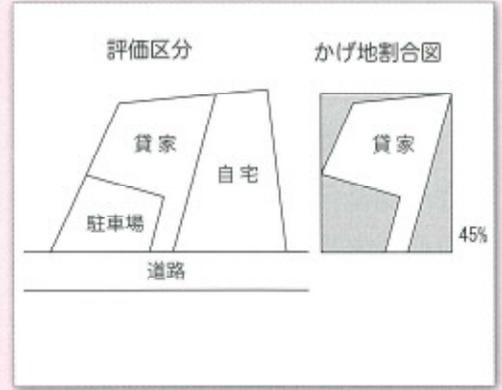
あらゆる不動産の  
売買時価の査定

〔不動産鑑定評価書〕



共有物分割 交換  
同族間売買 相続

〔財産評価サポート〕



評価明細書資料  
の提供

お気軽にお電話ください。



第三営業本部  
執行役員本部長  
北村 裕子

宅地建物取引士  
公認不動産コンサルティングマスター  
AFP (日本FP協会認定)



課長  
吉川 貴一郎

宅地建物取引士  
公認不動産コンサルティングマスター  
AFP (日本FP協会認定)  
携帯 080-6551-4013



営業  
岩見 聖也

宅地建物取引士  
携帯 090-6725-2320



税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29 階

TEL 03-3346-2220 FAX 03-3346-2221

URL: <https://www.nichizei.com/nf/>

E-mail: [nfjc@nichizei.com](mailto:nfjc@nichizei.com)



税理士協同組合の出資を受け、各支店を税理士会館内に開設する等、税理士界一筋に不動産情報サービス事業を展開しています。

- ☆ 売却の検討もしているが、とりあえず時価相場を知りたい。
- ☆ 賃貸不動産の改修や売却・購入を考えている。
- ☆ 相続財産評価のサポートを依頼したい。
- ☆ 相続時の不動産の分割・売却を試算したい。

税理士界一筋39年の豊富な実績があり、誠実対応で、守秘・安全・安心です。

## ご利用いただいた税理士先生の声



相続でこじれていた案件だったが、担当者の細やかな配慮でスムーズに売却できた！

迅速な対応と適切な経過報告に大変満足！

税理士からの紹介案件を専門的に取り扱い、信頼感がある！

関与先ファーストの誠実な対応で大変喜ばれた！

### あらゆるケースに対応できる有資格者集団

● 宅地建物取引士	87名
● 公認 不動産コンサルティングマスター	46名
● 一級建築士	2名
● 二級建築士	4名
● 不動産鑑定士	4名
● ビル経営管理士	2名
● マンション管理士	10名
● マンション管理業務主任者	5名
● CFP	10名
● AFP	29名

(2020年11月末現在)

## ビル・一棟マンション等、共有・老朽化不動産の出口戦略！

古いビルが駅前、商店街、幹線道路沿いに立ち並んでいます。

ほとんどが法人所有です。建物は、築50年以上、中には創業100年以上の老舗企業もあります。

中に入ると、建物は老朽化、オーナー一族は高齢化、複雑化と三重苦です。土地活用、相続税対策、事業承継後の姿です。利害関係は複雑です。

この問題の解決策として、「不動産 M&A」が考えられます。



## 不動産 M&A に適している会社

- ・ 株主に相続が起きると、相続税が払えない。
- ・ 後継者がいないか、後継者に事業を相続する意思がない。
- ・ 従業員の問題
  - ① 定年間近な従業員への退職金支給原資が不足している。
  - ② 役員の高齢化で、従業員が不安を抱えている。
- ・ 株主が分散し、統一的な意思決定ができない。
- ・ 本業が一部廃止となり、不動産業が中心となっている。
- ・ 簿価が低く時価が高い一等地の不動産を所有している。
- ・ 不動産に大規模修繕を控えていて、借入で迷っている。
- ・ 立地条件はいいが、設備が古く賃貸収入が少ない。
- ・ 借入金が少ない（債務超過は不向き）。
- ・ 裁判等のトラブルを抱えていない（アスベスト問題、製造物責任問題など）。
- ・ 本業が時代のニーズに合わなくなり、使用していた事務所、工場の敷地が遊休地になっている。
- ・ 株主が老後の資金、老人ホーム入居資金を必要としている。
- ・ 株主（＝役員）が事業を止めたいと思っている。
- ・ 子供には、平等に現金で残したいと思っている。

買手探しはお任せ下さい。候補事業者は多数あります。  
実務上の複雑な手続き等は先生と共に堅実に進めて参ります。

こんな事にお困りではないですか？

関与先の相続財産が、  
財産評価基本通達で  
計算すると  
時価よりも相当高い

株価算定の際に、  
不動産の適切な  
時価把握が難しい

社長個人所有の土地を  
会社に売却したいが、  
低額譲渡にならないか

## 不動産鑑定部にご相談ください!!

- 1 同族間・親族間売買の鑑定評価
- 2 株価算定を背景とした時価の把握が困難な保有不動産の鑑定評価
- 3 相続申告時の鑑定評価  
(大規模地・崖地・無道路地等個別性の強い土地)



当社は税理士界と一体となり、不動産業務（不動産情報サービス事業）を遂行している会社です。「不動産鑑定部」は創部以来18年、豊富な経験・実績を積み上げて参りました。当社の鑑定評価書は公正かつ信頼性の高さで相続申告にも数多くお使いいただき、税理士先生にご好評を頂いております。

お気軽に  
お電話ください。



中野 敦生  
不動産鑑定士  
宅地建物取引士  
CFP (日本FP協会認定)



村岡 久広  
不動産鑑定士  
一級建築士

《不動産鑑定に関するお問い合わせは》



税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター 不動産鑑定部

TEL 03-3346-2220 FAX 03-3346-2221

〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29 階

URL: <https://www.nichizei.com/nf/> E-mail: [nfjc@nichizei.com](mailto:nfjc@nichizei.com)



# 不動産鑑定評価の流れ



- ① 鑑定評価依頼の受付
- ② 鑑定評価の基本的事項の確定
- ③ 処理計画の策定
- ④ 対象不動産の確認
- ⑤ 資料の収集及び整理
- ⑥ 資料の検討及び価格形成要因の分析
- ⑦ 鑑定評価方式の適用（各手法の適用）
- ⑧ 試算価格（試算賃料）の調整
- ⑨ 鑑定評価額の決定
- ⑩ 鑑定評価報告書の作成・鑑定評価額の表示
- ⑪ 鑑定評価書のお渡し

## その他 不動産に関することは

税理士協同組合指定会社

株式会社 **日税不動産情報センター**



本社	〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1	新宿エルタワー 29階	TEL 03-3346-2220	FAX 03-3346-2221
東京東支店	〒120-0036 足立区千住仲町 40-11	朝日生命北千住ビル 5階	TEL 03-5284-1162	FAX 03-5284-1163
東京西支店	〒190-0012 立川市曙町 2-38-5	立川ビジネスセンタービル 11階	TEL 042-528-7757	FAX 042-528-7758
埼玉支店	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町 1-289-2	埼玉県税理士会館 1階	TEL 048-669-1101	FAX 048-669-1102
千葉支店	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-16-12	千葉県税理士会館 1階	TEL 043-301-8666	FAX 043-301-8670
横浜支店	〒220-0022 横浜市西区花咲町 4-106	税理士会館 1階	TEL 045-262-1551	FAX 045-262-1633
名古屋支店	〒464-0841 名古屋市千種区覚王山通 8-14	税理士会ビル 1階	TEL 052-752-6700	FAX 052-752-6701
大阪支店	〒540-0012 大阪府中央区谷町 1-5-4	近畿税理士会館 11階	TEL 06-6949-4664	FAX 06-6949-4661
神戸支店	〒651-0086 神戸市中央区磯上通 4-2-22	神戸税協会館 4階	TEL 078-221-0911	FAX 078-221-0920

介護状態に合わせて保障する



# 法人契約のご提案

「アフラックのしっかり頼れる介護保険」



**No.1** アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数  
令和2年版 インシュアランス生命保険統計号

健康な方はもちろん、「健康に不安がある方」もお申し込みいただけます。  
※保険料を割引増しするなどの条件を付けることで、ご契約をお引き受けできる場合があります。なお、健康状態などによっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

もし経営者様が「要介護状態」になった場合、大きなリスクがあることをご存じですか？

ご自身の介護費用なども心配ですが、  
会社の経営にも大きな影響を与える可能性があります。



法人を受取人にした場合、受け取った介護保険の給付金を**売り上げ減少の補てんや経費の支払い**など経営資金に活用することが可能です。

## 保障内容

		Aプラン 1型			
被保険者の状態		基準介護年金額 120万円 要介護1一時金額 100万円 要介護2一時金額 100万円	支払事由	支払 限度	保険 期間
介護年金	要介護5	120万円	つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されているとき ②満65歳未満で、アフラック所定の要介護状態に該当しているとき	1年に1回 保険期間を 通じて 通算 10回まで	終身
	要介護4	100万円			
	要介護3 または満65歳未満で アフラック所定の 要介護状態	80万円			
要介護2 一時金	要介護2 または満65歳未満で アフラック所定の 要介護状態	100万円	つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく左記の要介護度以上の状態に該当していると認定されたとき ②満65歳未満で、アフラック所定の要介護状態に該当したとき	1回限り	
要介護1 一時金	要介護1 または満65歳未満で アフラック所定の 要介護状態	100万円	②満65歳未満で、アフラック所定の要介護状態に該当したとき	1回限り	
免除事由に該当したとき(要介護1一時金の支払事由に該当したときなど) <b>以後の保険料はいただきません</b>			保障は継続します		

<しっかり頼れる介護保険>にはBプランもあります。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

ご退職後も健康状態にかかわらず、被保険者を契約者とする事で保障を継続することが可能です。

# 年払保険料例

Aプラン 1型 基準介護年金額 120万円

個別取扱／保険料払込期間：終身払 特別保険料率に関する特則なし

契約日の満年齢	男性	女性
40歳	100,900円	137,180円
50歳	142,580円	198,600円
60歳	229,120円	322,080円
65歳	303,900円	439,420円
70歳	424,620円	629,620円
75歳	629,060円	975,280円

※健康状態によっては、記載の保険料と異なる割増した保険料でお引き受けする場合があります。お申し込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。

## 事業保障

契約者	法人	法人
被保険者	特定の役員・従業員 (特定加入)	特定の役員・従業員 (特定加入)
給付金受取人	法人	特定の役員・従業員 (特定加入)
法人にとって 保険料は	損金(支払保険料)	損金(給与)*1
被保険者にとって 保険料は	—	給与として 所得税・住民税課税
給付金は	会社が受取り、雑収入	役員・従業員が受取り、非課税
	①会社から見舞金適正額を支給した場合 ●役員・従業員からすると非課税 ●会社からすると損金 ②見舞金適正額を超えて支給した場合*2 超えた金額が ●役員・従業員からすると給与となり所得税、住民税課税 ●会社からすると ・従業員分は損金(給与) ・原則として役員分は損金不算入	—

\*1 役員賞与(臨時の給与)に該当する場合、原則としてその全額が損金不算入となります。

\*2 社会通念上相当と判断されない場合は、その見舞金の金額のうち社会通念上相当な額を超える部分の金額が「役員給与・給与」となります。この場合、所得税等の源泉徴収の問題や個人に対する給与所得課税の問題が生じます。また、役員賞与(臨時の給与)に該当する場合には、原則として損金不算入になります。社会通念上相当な額とは、支払いを受けた人の社会的地位、その他に照らしてその支給額が相当と認められる額です。

### ●経理処理についてのご注意

- ・ご加入のご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと(ちらし)」「ご提案書(保険設計書)」を参照のうえ、税務の取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。
- ・税務の取扱い等については、2021年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しています。今後、税務の取扱い等が変わる場合もあります。
- ・「支払保険料」を損金算入しても、「保険金・給付金」等を法人が受取った場合は益金に算入されます。課税タイミングが変わる課税の繰り延べに過ぎず、原則、**節税効果はありません。**
- ・国税庁より新たな通達が施行された場合は、記載の経理処理と異なる取扱いになる場合がありますのでご了承ください。
- ・税制などの詳細については、税理士あるいは所轄税務署にご相談ください。
- ・受取人を法人にする場合は「慶弔見舞金規程」を整備し、役員・従業員に周知しておくことをお勧めします。



- 本商品の詳細(支払事由の詳細、給付金をお支払いできない場合、ご契約のお引き受けの限度や条件など)は、「パンフレット」「お申込みいただく前に(契約概要・注意喚起情報・その他重要事項)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ご契約のご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご参照のうえ、税務取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。
- 法令上の定めにより、ご契約が可能な給付金額が制限される場合があります。詳しくは、生命保険の販売資格を持った当該募集代理店の担当者にお問い合わせください。

お問い合わせ、お申し込みは  
(募集代理店)

日税グループ全国税理士共栄会保険取扱代理店  
株式会社 **共栄会保険代行**  
〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1  
新宿エルタワー29階  
☎0120-922-752(代)  
担当：夏井 悠紀(携帯：090-6301-7061)

- ◎この書面にある保険料および保障内容などは、契約日が2021年9月21日以降の保険契約に適用となります(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や保障内容を変更する場合があります)。
  - ◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。
- 〈引受保険会社〉保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

**Aflac** アフラック 東京総合支社  
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル  
<https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について  
コールセンター 0120-5555-95  
月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日9:00～17:00  
※祝日・年末年始を除きます。



# 全国税理士共栄会

正会員・準会員用



SOMPO  
JAPAN

## VIP大型総合保障制度

団体割引  
**30%**

無事故戻し  
**20%**

# 団体所得補償保険

・ 就業不能サポート ・

医師の指示に基づく  
自宅療養も対象

うつ病などの  
精神疾患も対象



もし、病気やケガで働けなくなってしまうと…  
月々の収入をカバーし、仕事と生活をサポートする高額補償プランがあります。

**所得補償最高月額正会員200万円、準会員50万円**

責任ある皆さまのために、所得補償は最高月額正会員200万円(1口5万円×40口)、準会員50万円(1口5万円×10口)までご用意しました。

**団体割引30% + 無事故戻し20%**

保険料は、全国税理士共栄会のスケールメリットを活かし、団体割引で最高の30%が適用されており、大変お得です。また、保険期間中に事故がない場合は、保険料の20%をお戻しします。

※中途脱退の場合、返れい金はありません。

**自宅療養も補償**

入院だけでなく、医師の指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

**一部の精神障害も補償**

一部の精神障害による就業不能も保険金支払いの対象となります。(精神障害拡張補償特約)

**傷害死亡最高正会員1億円、**

**準会員2,500万円・**

**葬祭費用正会員、準会員50万円**

事故によるケガが原因で死亡された場合、最高正会員1億円、準会員2,500万円をお支払いします。また、保険の対象となる死亡時には50万円を限度に葬祭費用の実費を補償します。

所得補償保険  
ご紹介動画公開中!!



保 険  
期 間

2021年5月1日(午後4時)～  
2022年5月1日(午後4時)まで  
(このチラシは2021年5月1日～  
2022年4月1日の始期契約まで有効です。)

中途加入も  
毎月受付中

加入依頼書が毎月15日までに日税サービス(幹事代理店)に到着した場合、保険期間は翌月1日から2022年5月1日までとなります。(15日が休業日の場合は直前の営業日が締切となります。)

資料請求は今すぐ!

裏面FAXシートでどうぞ

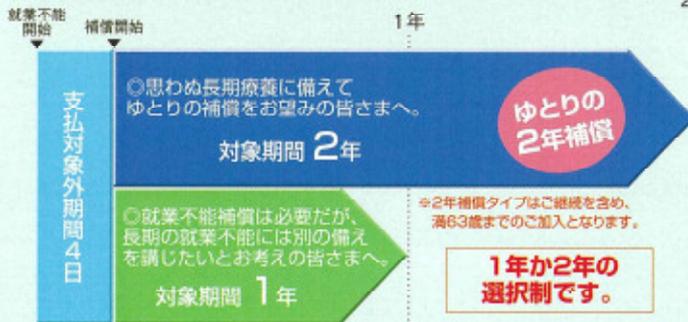


ご相談事項 該当箇所を☑をお付けください。	<input type="checkbox"/> 加入を検討したい				
	<input type="checkbox"/> 電話で詳しく説明を聞きたい ( 月 日 午前・午後 時頃) ※午前9時から午後5時の間にてご設定ください。				
	<input type="checkbox"/> 詳しい資料が欲しい <input type="checkbox"/> その他 ( )				
フリガナ			税理士の先生のみ ご記入ください。	税理士会名	支部名
ご氏名					
ご住所	〒				
ご連絡先	ご自宅	TEL. ( ) -	勤務先	TEL. ( ) -	
		FAX. ( ) -		FAX. ( ) -	

※上記にご記入いただいた事項は、保険商品や保険に関する各種ご案内に利用させていただきます。なお、ご案内を作成するために必要な範囲内、ご記入いただいた事項を、損保ジャパンに提供することがありますので、ご同意のうえご記入ください。

### 団体所得補償保険の仕組み

病気やケガで働けない間、1年または2年にわたり、月々保険金をお支払いする保険です。



【準会員保険金お支払例】会社経営者45歳、月額保険金額30万円でご契約中に…脳こうそくで就業不能になった。8か月入院ののち退院。その後医師の指示による自宅療養、リハビリ生活が10か月続いた後、仕事に復帰。

- 保険金支払対象期間：8か月 + 10か月 (入院期間) (自宅療養期間)
- お受取保険金額：月額保険金額30万円 × 18か月 = 540万円
- 準会員月払保険料 (S210型)：10,681円※1

【正会員保険金お支払例】B先生45歳、月額保険金額50万円でご契約中に…胃ガんで入院、手術。2か月入院ののち退院。その後医師の指示により、1か月自宅療養。その後仕事に復帰。

- 保険金支払対象期間：2か月 + 1か月 (入院期間) (自宅療養期間)
- お受取保険金額：月額保険金額50万円 × 3か月 = 150万円
- 正会員月払保険料 (S110型)：13,719円※1

※1 入院のみ支払対象外0日コースの保険料で、葬祭費用補償特約 (F型) の保険料を含みます。  
※ 就業不能期間が1か月に満たない場合、または1か月未満の端数が生じた場合は、1か月を30日として日割計算します。

### 月額補償額

正会員月額 10万円～200万円  
準会員月額 10万円～50万円  
を補償

(1口5万円/月額) × 2口以上からご加入になります。

### 保険金額の設定目安

被保険者が加入している 公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月額額(年収/12)に対する保険金額割合
国民健康保険 (例:個人事業主)	85%以下
健康保険 (例:給与所得者)	50%以下 ※健康保険に優先して勤務先から休業補償が行われる場合は40%以下
共済組合	40%以下

### 月払保険料(1口あたり)

(天災危険補償特約セット/精神障害拡張補償特約セット/入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)セット(S型)/葬祭費用補償特約(F型)セット)(保険期間1年・団体割引30%・無事故戻しあり)

基本補償	入院のみ支払対象外0日コース (支払対象外期間4日・入院のみ支払対象外期間0日)				<支払対象外4日コース>			
	S110	S120	S210	S220	J110	J120	J210	J220
対象期間	1年間		2年間		1年間		2年間	
支払対象外期間	4日 (入院のみ支払対象外期間0日)				4日			
基本級別	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
基本天災	あり				あり			
傷害天災	あり				あり			
所得補償保険金(円額)	5万円				5万円			
傷害による死亡・後遺障害保険金	250万円				250万円			
満15～19歳	577円	632円	612円	667円	512円	552円	537円	582円
満20～24歳	737円	812円	827円	917円	637円	697円	707円	772円
満25～29歳	792円	877円	907円	1,007円	687円	752円	782円	867円
満30～34歳	887円	982円	1,037円	1,157円	792円	877円	917円	1,017円
満35～39歳	1,017円	1,132円	1,222円	1,367円	917円	1,017円	1,112円	1,242円
満40～44歳	1,177円	1,317円	1,462円	1,647円	1,087円	1,212円	1,352円	1,522円
満45～49歳	1,352円	1,522円	1,747円	1,977円	1,232円	1,382円	1,587円	1,787円
満50～54歳	1,527円	1,722円	1,997円	2,262円	1,377円	1,547円	1,797円	2,027円
満55～59歳	1,607円	1,812円	2,122円	2,402円	1,442円	1,622円	1,892円	2,137円
満60～64歳	1,852円	1,867円	2,217円	2,517円	1,472円	1,657円	1,962円	2,222円
満65～69歳	1,937円	2,192円	※2年補償タイプはご継続を含め満63歳までのご加入となります。		1,717円	1,942円	※2年補償タイプはご継続を含め満63歳までのご加入となります。	
満70～74歳	2,842円	準会員 満69歳まで			2,497円	準会員 満69歳まで		
満75～79歳	3,917円				3,442円			

葬祭費用補償特約	F型
葬祭費用保険金	50万円
	45円
	55円
	58円
	67円
	87円
	128円
	199円
	305円
	491円
	776円
	1,184円
	1,964円
	3,417円

正会員のみに

### 問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●幹事代理店(全国税理士共栄会指定代理店)

### 株式会社日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29F  
TEL03-5323-2111 : FAX03-5323-2123  
(受付時間:平日の午前9時から午後5時30分まで)

●引受保険会社

### 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL03-3349-5402:FAX03-6388-0161 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。  
【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間365日)

●取扱代理店

・このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、上記の問い合わせ先までお問い合わせください。  
・加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方)にもこのチラシに記載した内容をお伝えください。  
・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結した有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

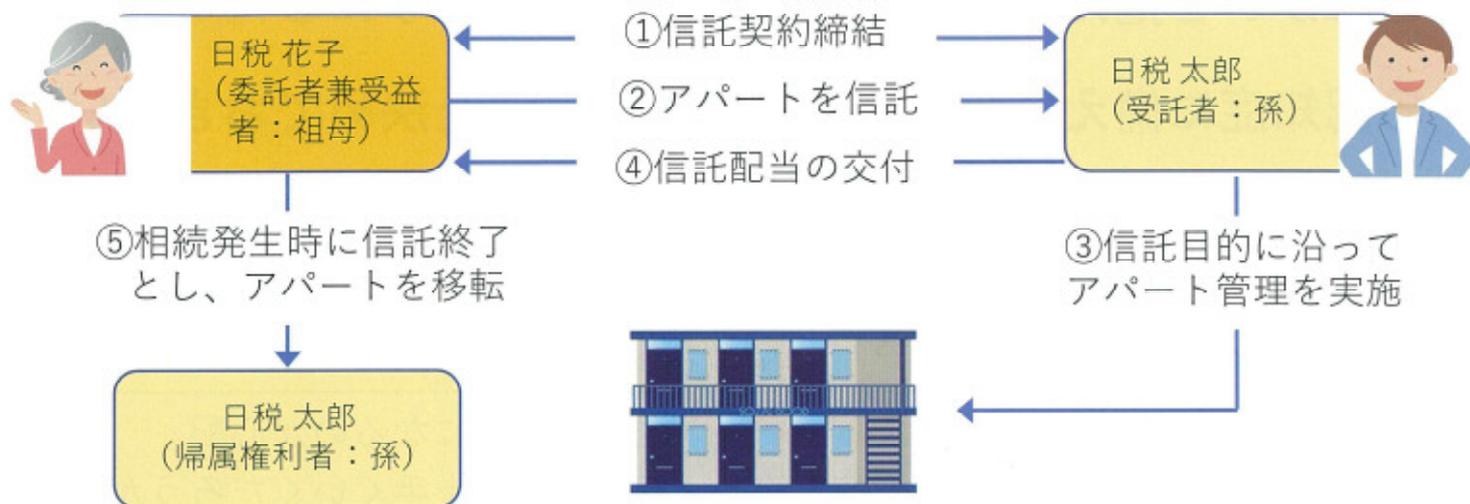
◆お客さまの相続・事業承継のお悩みに、親切で丁寧なコンサルティングをご提供いたします



- ✓ 税理士先生と関与先様の関係を大切にします！
- ✓ 【One日税】グループ総力をあげて対応いたします！
- ✓ まずはお気軽にご相談下さい、ご相談は無料です！

※ご相談を経て、民事信託活用のご意向確認後、コンサルティング契約を締結頂きます。費用は契約締結時に20万円（税別）を頂戴し、完了時の手数料は案件内容に応じてご相談させていただきます。弁護士費用・登記費用等の実費は別途ご負担頂きます。

【民事信託の活用事例（認知機能低下に備えて孫へアパート経営を任せた事例）】



- ✓ アパートオーナーの日税花子さんは、高齢になり、最近物忘れも増えてきたことから、今後アパート経営を継続できるか不安になってきました。
- ✓ そこで、唯一の身寄りである孫の日税太郎さんにアパートを信託し、自分が生きているうちにアパート経営を学ばせつつ、自分に代わってその管理をしてもらうことにしました。
- ✓ 花子さんは信託契約で、花子さん存命中は太郎さんにしっかり管理してもらって家賃収入を得、花子さん亡きあとのアパートは太郎さんに受け渡したい、という自分の想いを伝えることで安心することが出来ました。

◆ご相談は無料です！お気軽にお問合せ下さい◆

下記ご記入いただき、FAXにてお送り下さい。担当者より折り返しご連絡致します。FAX. **03-3340-2514**

■お名前	■税理士登録番号	■支部
■電話番号	■メールアドレス	
お問合せ内容	<input type="checkbox"/> 具体的な案件のご相談 <input type="checkbox"/> サービスについてのご質問 <input type="checkbox"/> その他	
お問合せの詳細		



# 日税グループの「民事信託」



○障がいを抱えた子どもが将来困らないようにしたい

○認知症に備えて財産管理・処分の方法を決めておきたい

**こんなときは、民事信託の出番です！**

関与先様のこんなお声には民事信託が検討できます！

- 将来、認知機能が低下したらアパート経営が困難になるのが心配
- 子供達が収益物件を共有相続すると、意思決定が上手くいくだろうか
- 代々受け継いできた不動産だから、しっかりと血族に承継させたい
- 子供が障がいを抱えており、自分が万が一の時の子供の将来が心配
- 自社株は早めに後継者に贈与したいが、経営を任せるにはまだ早い

## 信託の仕組み

信託とは、目的を定めて、信頼できる人に財産の管理や処分を託す制度です。  
このうち、**ご家族やご親族が受託者になる信託が、民事信託**です。



＼ご相談は無料です。お気軽にお問い合わせください！／

＼税理士先生および関与先様と二人三脚で進めてまいります！／

**株日税不動産情報センター**

**株日税経営情報センター**（お問合わせ先）

Tel. **03-3345-0600** URL. <https://nbs-nk.com>

コンサルティング総合サイト『日税経営情報センター』  
<https://nbs-nk.com>

メールマガジン好評配信中!

